

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

一 内閣官房の所掌事務として、包括的な事務を加える改正規定を改め、内閣感染症危機管理統括庁がつかさどる事務に限定した所掌事務を加えること。

(内閣法第十二条第二項関係)

二 その他所要の規定を整備すること。